



協会けんぽ

沖縄支部からのお知らせ



2023年 7月号

職場内で回覧・掲示を
お願いします

健康づくりで皆さまの保険料が安くなる！ インセンティブ制度

「インセンティブ制度」とは、健康づくりに関する**5つの取組**の達成度合いに応じて協会けんぽ47都道府県支部をランク付けし、上位の支部にインセンティブ(報奨金)を与え、**皆さまの保険料率が引き下げられる制度**です。取組の結果は2年後の保険料率に反映されます。

沖縄支部の取組ランキング(2021年度実績)



2023年度の沖縄支部保険料率はインセンティブ制度により**0.021%引き下げ**られました。

保険料率の引き下げにつなげるために、
具体的にはどういう取組をしたらいいの？

! 2022年度実績より**上位15位に入れば引き下げ対象**です。

取組 ①

健診を毎年受診する

被保険者
(本人)

生活習慣病予防健診(35歳以上が対象)を受けることで実施率に反映されます。定期健康診断(法定健診)の検査項目を満たしており、さらにがん検診も含まれていてお得です。**(一般健診の場合、最高18,865円かかる健診費用が自己負担最高5,282円で受けられます。)**

被扶養者
(家族)

協会けんぽから届く受診券を使って特定健診(40歳以上が対象)を受けることで実施率に反映されます。**沖縄県内の健診実施機関であれば無料で受けられます。**

取組 ②

健診の結果、生活改善が必要と判定されたら 特定保健指導を受ける

特定保健指導は健康管理のプロ、保健師または管理栄養士が無料で面談を実施。一緒に生活習慣を振り返り、ライフスタイルに合った目標や具体策を考えます。
被保険者(本人)の場合、面談は事業所のほか、Webや保健指導委託機関でも受けられます。

取組 ③

特定保健指導の対象になったら、最後まで中断することなく生活習慣の改善に取り組む

取組 ④

健診結果に「要治療」「要精密検査」があったら、すぐに医療機関を受診する

取組 ⑤

お薬を受け取る際は、ジェネリック医薬品を積極的に選択する

上記5つの取組を意識することで、皆さまの健康と保険料負担の軽減につながります。協会けんぽの健診補助や無料健康サポート「特定保健指導」を賢く利用して、お得に一石二鳥を狙いましょう！

インセンティブ制度に関するお問い合わせ先：企画総務グループ(☎ガイダンス4番)

新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金申請の変更点

申請期間の初日が令和5年5月8日以降の申請については、医師の証明が必要です

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、臨時的な取扱いとして、療養担当者意見欄(申請書4ページ目)の証明の添付を不要としておりましたが、申請期間(療養のため休んだ期間)の初日が令和5年5月8日以降の傷病手当金の支給申請については、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄(申請書4ページ目)に医師の証明が必要となります。



新型コロナウイルス
感染症に係る
傷病手当金申請の
詳細はこちら

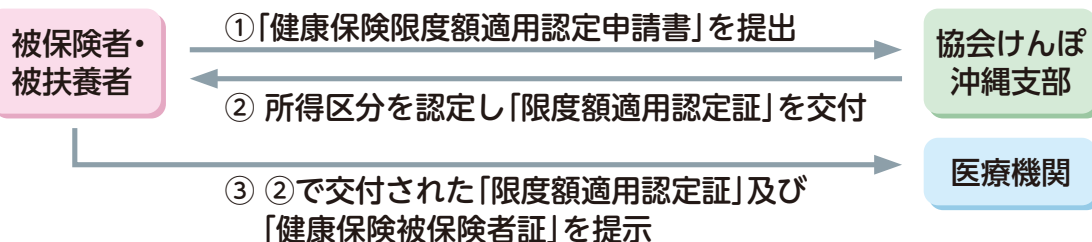
傷病手当金に関するお問い合わせ先：業務グループ(☎ガイダンス1番)

医療費が高額に
なりそうなときは

「限度額適用認定証」をご利用ください

入院や通院で医療費が高額になりそうな場合、窓口でのお支払いが一定の金額までとなる「限度額適用認定証」をご利用ください。

限度額適用認定証申請の流れ



◆「限度額適用認定証」申請時の留意点◆

- 申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。
(例.7月に申請書を受付した場合、7月から有効な限度額適用認定証を交付します。)
- 限度額適用認定証の有効期間は、申請月の初日(健康保険加入月に申請された場合は資格取得日)から1年間となります。有効期間を過ぎた場合は、再度ご申請ください。

<被保険者(ご本人)が低所得者(住民税非課税等)に該当する場合>

- 「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご提出ください。
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期間は、申請月の初日(健康保険加入月に申請された場合は資格取得日)から初めて到来する7月末日となります。
(例.令和5年度(令和4年中収入)が非課税に該当し、令和5年8月に申請書を受付した場合、認定期間は令和5年8月～令和6年7月になります。)

オンライン資格確認が導入されている医療機関を受診する場合

オンライン資格確認が導入されている医療機関等では、限度額適用認定証の提示がなくても保険証またはマイナンバーカードを提示することで、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

※医療機関で資格確認が行えない場合があります。

※被保険者が低所得者に該当する場合は、事前に協会けんぽに「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」の申請が必要です。申請がない場合、自己負担限度額は標準報酬月額により決まります。

限度額適用認定証に関するお問い合わせ先：業務グループ(☎ガイダンス1番)

 **全国健康保険協会 沖縄支部**
協会けんぽ

〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、
宛先住所の記入が省略できます。

☎098-951-2211(代表) 受付時間/8:30～17:15(土日祝日・年末年始除く)



※各種申請はすべて郵送でお手続ができます。

※申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>